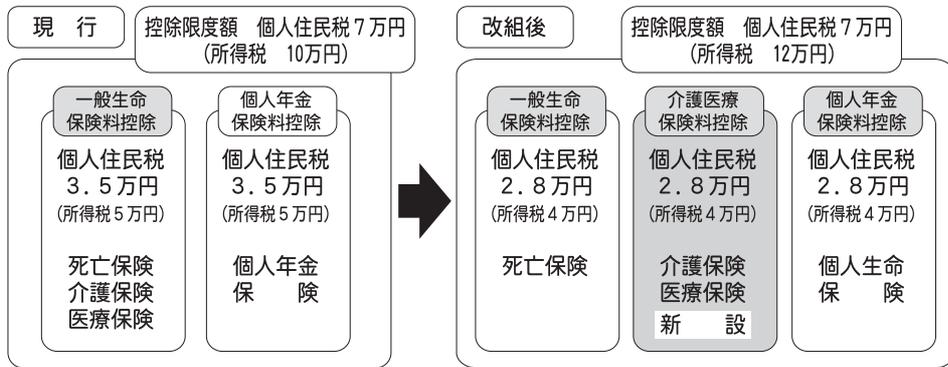


ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ5万円がそのまま適用されます。



現 行			平成26～35年度		
標準税率 4,000円	内 訳	町民税 3,000円	標準税率 5,000円	内 訳	町民税 3,500円
		道民税 1,000円			道民税 1,500円

個人住民税 均等割の税率の特例措置
「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までの間、個人道・町民税の均等割が千円引き上げの年額5千円となります。

公平性を守るため 徴収強化(財産調査、 差押等)に努めます

問合せ
収納対策推進本部
事務局 ☎74-3003(税務財政課)

洞爺湖町収納対策推進本部では、町財政の基盤である町税や使用料などの収入確保と、納期内に納付されている方との公平性を守るため、悪質な滞納者に対して、「財産調査(金融機関への預金調査、勤務先への給与照会、不動産の所有状況調査など)を行い、給与・預貯金・不動産などの「財産差押」処分や介護保険料の悪質滞納者に対しては介護保険料の「保険給付の制限」を行うなど、厳しい対応を実施しています。

特に悪質である場合は、弁護士などと相談して、裁判所を通じた請求など法律に基づいた厳しい対応を実施する検討も進



後期高齢者医療制度のお知らせ

問合せ
北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601
住民課 国保医療グループ
☎76-3002

町道民税、固定資産税、軽自動車税、法人町民税、国民健康保険税	税務財政課 ☎74-3003
ウタリ住宅新築資金等貸付金、災害援護資金貸付金、介護保険料	健康福祉課 ☎74-3001
町営住宅使用料	建設課 ☎74-3007
上下水道料	上下水道課 ☎74-3008
保育所保育料	管理課 ☎74-3009
霊園管理手数料	住民課 ☎74-3002

めています。納め忘れや滞納がある方は、至急納付するようお願いいたします。万一、全額納付が困難な場合は、必ず左記の担当課に相談するようお願いいたします。納付相談は担当課に連絡ください。

第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(原案)に関する住民意見募集について
北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「広域計画」が平成24年度末で期間満了を迎えることから広域計画(第2次計画)を策定します。平成25年度からの新たな第2次広域計画の策定にあたり、広く住民の皆さんからご意見を募集します。

募集期間
平成25年1月7日(必着)
資料及び募集要領の入手方法について
意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ(<http://iryouki-hokkaido.jp>)に掲載することも次の場所
に配布しています。
配布場所
・北海道後期高齢者医療広域連合会
・役場住民課国保医療グループ